

議第 35 号

呉市犬又は猫の引取り等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市犬又は猫の引取り等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市犬又は猫の引取り等に関する条例の一部を改正する条例

呉市犬又は猫の引取り等に関する条例（平成 28 年呉市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>呉市犬又は猫の引取り等に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）<u>第 35 条第 1 項本文（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による犬又は猫の引取り等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（委任）</p> <p>第 7 条 この条例に定めるもののほか、<u>犬又は猫の引取り等</u>に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p><u>呉市動物の愛護及び管理に関する法律施行条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）<u>の施行</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（動物愛護管理員）</u></p> <p>第 7 条 <u>法第 37 条の 3 に規定する動物愛護管理担当職員として、動物愛護管理員を置く。</u></p> <p>（委任）</p> <p>第 8 条 この条例に定めるもののほか、<u>この条例の施行</u>に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

付 則

この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

（提案理由）

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。